

資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制と市民参加

第2次菊川市総合計画の円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置し策定しました。

また、市民の意向や意見などを反映させるため、意識調査や、市民ワークショップを開催し、計画全般にわたり市民参加に努めました。

1 菊川市総合計画審議会 <菊川市総合計画条例>

市長の諮問を受け、総合計画の策定、変更、廃止、並びに実施状況を調査審議する組織。

審議会は公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で組織します。

菊川市総合計画審議会名簿

※会長・副会長以外の掲載順は五十音順

役 職	氏 名	現職若しくは勤務先	選出区分
会長	西野 勝明	静岡県立大学 経営情報学部 大学院経営情報イノベーション研究科 教授	第2項第2号
副会長	齋藤 久司	菊川市連合自治会 前会長	第2項第3号
委員	天野 幸男	社会福祉法人白翁会 理事長	第2項第3号
委員	岩水 素江	菊川市スポーツ推進審議会 会長	第2項第1号
委員	内山 博幸	菊川市消防団長（平成28年3月31日まで）	第2項第1号
	今野 広幸	菊川市消防団長（平成28年4月1日から）	
委員	大橋真佐美	菊川市社会福祉協議会 会長	第2項第1号
委員	加藤百合子	(株)エム・スクエアラボ 代表取締役	第2項第3号
委員	鈴木久美子	常葉大学短期大学部保育科 教授	第2項第2号
委員	橋本 勝弘	静岡県西部地域政策局 局長（平成28年3月31日まで）	第2項第1号
	松下 育蔵	静岡県西部地域政策局 局長（平成28年4月1日から）	
委員	久村 孝治	(有)ライトスクエア 代表取締役	第2項第3号
委員	藤川 伸二	フジオーゼックス(株) 取締役 国内事業本部長兼統括本部管理部長	第2項第3号
委員	堀川 佳通	茶づくり堀川園 店長	第2項第3号
委員	松村 奈津	菊川市女性消防団リーダー	第2項第1号
委員	八木 武則	(株)フジヤマ 技術顧問	第2項第3号
委員	山口 久芳	静岡大学 特任教授（大学院教育学研究科教育実践高度化専攻）	第2項第2号

選出区分 <第2項第1号> 公共的団体が推薦する者
 <第2項第2号> 学識経験のある者
 <第2項第3号> 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2

菊川市総合計画庁内策定委員会

< 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱 >

総合計画策定に関する調査、研究、並びに必要な資料の収集及び整理を行い、総合計画案の作成・総合計画の推進をする組織。

委員会は、副市長を委員長に、教育長、各部長職11名で組織します。

菊川市総合計画庁内策定委員会名簿

役 職	職 名	氏 名		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
委員長	副市長	石田 辰芳	石田 辰芳	石田 辰芳
副委員長	教育長	石原 潔	石原 潔	石原 潔
委員	総務部長	沢崎 久雄	河本 大輔	河本 大輔
委員	危機管理部長	浅羽 睦巳	浅羽 睦巳	浅羽 睦巳
委員	企画財政部長	赤堀 慎吾	赤堀 慎吾	赤堀 慎吾
委員	生活環境部長	澤島 延行	澤島 延行	大野 慶明
委員	健康福祉部長	落合 哲郎	五島 将行	大石 芳正
委員	建設経済部長	赤堀 正人	加藤 容章	加藤 容章
委員	教育文化部長	栗田 正弘	原田 修一	原田 修一
委員	消防長	坂部 浩之	坂部 浩之	坂部 浩之
委員	病院事務部長	野賀 済	野賀 済	榊原 敏矢

- ◆平成 26 年度：平成 27 年 1 月 13 日～平成 27 年 3 月 31 日
(※平成 27 年 1 月 13 日は第 1 回菊川市総合計画庁内策定委員会開催日)
- ◆平成 27 年度：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ◆平成 28 年度：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

3 菊川市総合計画庁内策定部会 ＜菊川市総合計画庁内策定委員会要綱＞

総合計画庁内策定委員会の所掌事務を分掌させるための組織。各部会は各部長、課長で組織します。

菊川市総合計画庁内策定部会名簿（部会長：◎ 副部会長：○）

【第1部会】 協働・広域・行財政 交通・防犯	【第2部会】 生活環境・福祉・医療 教育・文化・スポーツ	【第3部会】 産業・経済・都市基盤 防災・防犯・交通安全
◎ 総務部長	◎ 健康福祉部長	◎ 建設経済部長
○ 企画財政部長	○ 生活環境部長	○ 危機管理部長
○ 議会事務局長	○ 教育文化部長	○ 消防長
総務課長	○ 病院事務部長	建設課長
秘書広報課長	市民課長	都市政策課長
地域支援課長	環境推進課長	都市整備課長
企画政策課長	下水道課長	商工観光課長
財政課長	水道課長	農林課長
税務課長	小笠総合サービス課長	茶業振興課長
会計課長	福祉課長	危機管理課長
監査委員事務局長	長寿介護課長	消防総務課長
	健康づくり課長	消防警防課長
	病院総務課長	消防署長
	病院経営企画課長	消防予防課長
	教育総務課長	
	学校教育課長	
	幼児教育課長	
	社会教育課長	
	図書館長	

4 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生など

- ◆団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
- ◆中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
- ◆高等生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
- ◆大学生などとは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

5

市民ワークショップ

(未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015)

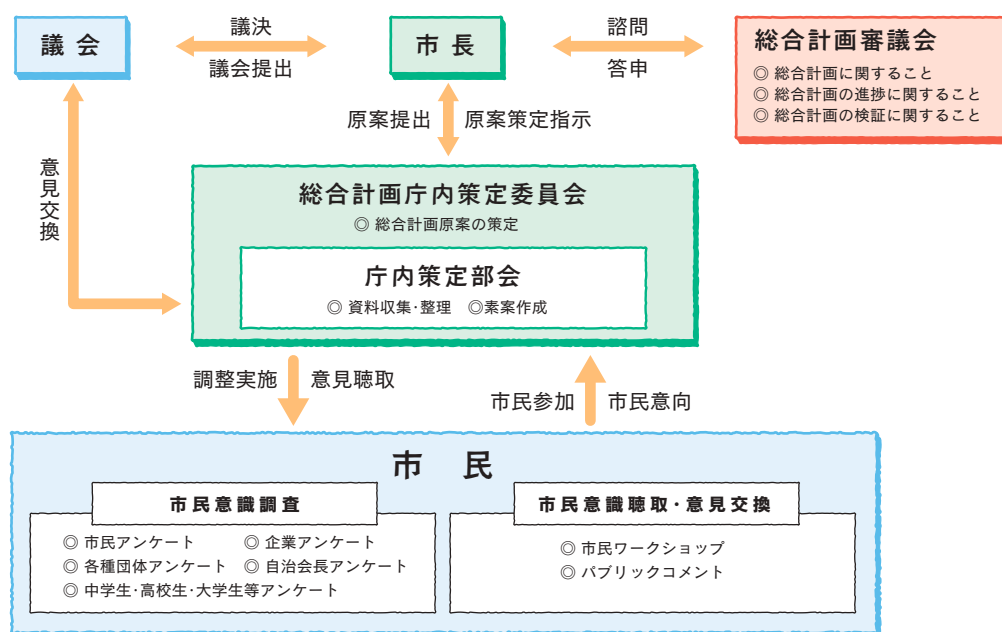
目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

6

パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、市の政策形成過程における校正の確保及び透明性の向上を図ります。
対象	市民など

〈総合計画策定組織図〉



2 菊川市総合計画条例

菊川市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものであって、基本構想及び実行計画から成るものをいう。

(2) 基本構想 市が目指すべき将来像及びその将来像を実現するための基本目標を示すとともに、その基本目標を踏まえた市政の各分野における施策及びその基本的方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(3) 実行計画 基本構想に基づく施策を実現するために実施する具体的な事務事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画を策定しようとするときは、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じた上で、これを策定するものとする。

4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(基本構想の策定)

第5条 市長は、前条に規定する策定方針に基づき、基本構想を策定するものとする。

(菊川市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する菊川市総合計画審議会に諮問するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第7条 市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(実行計画の策定)

第8条 市長は、基本構想に基づき、実行計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第9条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(総合計画策定後の措置)

第10条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施の状況について、公表するものとする。

(総合計画と市政の各分野における計画との整合)

第11条 市は、市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(菊川市総合計画審議会の設置)

第12条 総合計画を策定し、及び総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第13条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想に関し、第6条に規定する事項を処理すること。
- (2) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。

(審議会の組織)

第14条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の意見の聴取等)

第18条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(審議会の運営)

第20条 第12条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。

(菊川市総合計画策定委員会条例の廃止)

3 菊川市総合計画策定委員会条例(平成17年菊川市条例第166号)は、廃止する。

3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画条例（平成26年菊川市条例第16号）第2条第1号に定める菊川市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑かつ効率的な策定及び推進に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 企画財政部長
- (6) 生活環境部長
- (7) 健康福祉部長
- (8) 建設経済部長
- (9) 教育文化部長
- (10) 消防長
- (11) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月4日訓令第27号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年5月17日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月25日訓令第27号)

この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日訓令第40号)

この訓令は、公表の日から施行する。

4 第2次菊川市総合計画策定経過

1 菊川市総合計画審議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年2月24日	※第1回	委嘱状交付、正副会長選出、総合計画策定方針(案) など
5月1日	※第2回	各種意識調査結果報告、基礎調査報告 など
6月30日	※第3回	SWOT分析による戦略課題の検討 など
7月31日	※第4回	SWOT分析結果報告、「基本理念」「将来像」の検討 など
9月17日	※第5回	基本構想骨子(案)、基本構想(素案)検討 など
12月25日	第6回	基本構想(案)、政策大綱(案)の検討 など
平成28年1月25日	第7回	基本構想(案)、政策指標の検討 など
3月2日	第8回	基本構想(案)、政策・施策指標の検討 など
3月29日	第9回	基本構想(案)、政策・施策指標の検討 など
5月20日	第10回	基本構想(案)、答申(案) など
7月19日	※第11回	パブリックコメント結果など

「※」は菊川市人口ビジョン・菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討も含む

2 菊川市総合計画庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内容
平成27年1月13日	第1回	策定体制、各種意識調査実施報告、策定方針(案)の検討など
4月16日	※第2回	各種意識調査結果報告、基礎調査報告 など
5月13日	※第3回	SWOT分析の検討 など
6月8日	※第4回	※(総合戦略の素案検討)
7月7日	※第5回	SWOT分析結果報告、「基本理念」「将来像」の検討 など
7月17日	※第6回	SWOT分析結果報告、「将来像」の検討 など
7月31日	※第7回	基本目標(案)、「将来像」の検討 など
8月12日	※第8回	基本構想骨子(案)の検討 など
8月19日	※第9回	※(総合戦略の素案検討)
8月27日	※第10回	基本構想骨子(案)、基本構想(素案)の検討 など
10月13日	※第11回	※(人口ビジョン・総合戦略パブリックコメント状況報告)
11月12日	第12回	基本構想(素案)の検討 など
12月14日	第13回	体系図、基本目標部取り組み(素案)の検討 など
平成28年1月20日	第14回	基本構想(案)、政策指標の検討 など
2月19日	第15回	基本構想(案)、政策・施策指標の検討 など
3月16日	第16回	基本構想(案)、パブリックコメント(案) など
5月18日	第17回	基本構想(案)、実行計画(案) など
6月20日	※第18回	実行計画(案) など
8月16日	第19回	実行計画(案) など
9月20日	第20回	実行計画(案) など

「※」は菊川市人口ビジョン・菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討も含む

3

菊川市総合計画庁内策定部会

【合同部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年5月27日	※第1回	意識調査結果、策定方針等報告、策定スケジュール、SWOT 分析 など
平成28年3月23日	－	基本構想（案）報告、今後の部会の作業等説明 など
5月19日	－	基本構想（案）、実行計画（案） など

「※」は菊川市人口ビジョン・菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討も含む

【第1部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月5日	第2回	第2次総合計画、部会協議内容説明基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月13日	第3回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告、基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月26日	第4回	基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
11月11日	第5回	基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」確認 など
11月25日	第6回	基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」確認 など
12月16日	第7回	総合計画体系図、基本目標別取り組み（素案）検討 など
平成28年7月5日	第8回	実行計画に係る重点事業選定 など
8月3日	第9回	実行計画に係る重点事業選定 など

【第2部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月7日	第2回	第2次総合計画、部会協議内容説明基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月14日	第3回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告 など
11月30日	第4回	基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」、政策指標の確認・修正
12月14日	第5回	総合計画体系図、基本目標別取り組み（素案）検討 など
平成28年7月5日	第6回	実行計画に係る重点事業選定 など
7月29日	第7回	実行計画に係る重点事業選定 など
平成28年7月5日	第8回	実行計画に係る重点事業選定 など
8月3日	第9回	実行計画に係る重点事業選定 など

【第3部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月7日	第2回	第2次総合計画、部会協議内容説明基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月16日	第3回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告、基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
11月2日	第4回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」、政策の「現状」「課題」「取組みの方向」確認・検討 など
11月12日	第5回	基本目標（案）に基づく「政策」「施策」「事業」、政策の「現状」「課題」「取組みの方
12月18日	第6回	総合計画体系図、基本目標別取り組み（素案）検討 など
平成28年7月6日	第7回	実行計画に係る重点事業選定 など
8月1日	第8回	実行計画に係る重点事業選定 など

4

各種意識調査

調査区分	調査期間	調査対象	配布・回収数（回収率）
市 民	平成26年11月～12月	菊川市に住む 20 歳以上の市民 2,000 人	配布数：2,000 票 回収数：1,023 票（51.2%）
企 業	平成26年11月～12月	菊川市内の企業・事業所	配布数： 96票 回収数： 58票（60.4%）
団 体	平成26年11月～12月	菊川市で活動している各分野の団体	配布数： 145 票 回収数： 93 票（64.1%）
自治会	平成26年11月～12月	菊川市内の自治会長	配布数： 128 票 回収数： 111 票（86.7%）
中学生	平成26年11月～12月	菊川市内の中学校に在籍する中学生	配布数： 485 票 回収数： 459 票（94.6%）
高校生	平成26年11月～12月	菊川市内の高校に在籍する高校生	配布数： 472 票 回収数： 447 票（94.7%）
大学生	平成26年12月～平成27年1月	菊川市出身の学生	配布数： 100 票 回収数： 76 票（76.0%）

5

未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015

開催年月日	会議名	内容
平成27年9月18日	第1回	オリエンテーション・グループワーク
9月25日	第2回	グループワーク
10月2日	第3回	グループワーク・提案まとめ

6

市民アンケート

調査期間	調査対象	配布・回収数（回収率）
平成28年3月～4月	菊川市に住む 18 歳以上の市民 2,000 人	配布数：2,000 票 回収数：1,130 票（56.5%）

7

市議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年5月19日	市議会全員協議会	各種意識調査結果報告 など
8月25日	市議会全員協議会	SWOT 分析結果報告 など
平成28年1月25日	市議会全員協議会	総合計画策定中間報告 など
5月30日	市議会全員協議会	総合計画策定中間報告 など
7月25日	市議会全員協議会	総合計画策定中間報告、パブリックコメント結果 など
9月7日	市議会第3回定例会	第 2 次菊川市総合計画基本構想の策定

5 菊川市総合計画審議会への諮問

菊 企 企 第 419 号
平成 28 年 3 月 29 日

菊川市総合計画審議会
会 長 西 野 勝 明 様

菊川市長 太 田 順 一

第 2 次菊川市総合計画「基本構想」の策定について（諮問）

このことについて、菊川市総合計画条例第 6 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第 2 次菊川市総合計画「基本構想」の策定について

2 諮問理由

少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に伴い、生産年齢人口が減少し経済成長の鈍化が予想されるなか、これまで以上に地域の様々な主体が地域の将来ビジョンや各主体の役割を共有し、協働してまちづくりに取り組むことが重要となっています。

そこで、本市の将来像となる基本構想を最上位の計画と位置付け、だれもがこのまちで生きていきたいと思える魅力あるまちづくりを最大の目的として、基本構想を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

6 菊川市総合計画審議会の答申

平成 28 年 7 月 19 日

菊川市長 太田 順一 様

菊川市総合計画審議会
会長 西野 勝明

第 2 次菊川市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成 28 年 3 月 29 日付け菊企企第 419 号によって諮問のあったこのことについて、当審議会において慎重かつ活発に審議を重ねた結果、基本構想案の内容については平成 17 年合併時の理念「共に生きる」「自らを拓く」「未来へ歩む」を今後も受け継ぎ、素晴らしい自然環境のもとで、だれもがここで生きていきたいと思えるまちを実現できるようまとめましたので、別添のとおり答申書を提出します。

また、審議の過程において各委員から寄せられた意見については、今後の実行計画において十分に尊重されますよう要望します。

記

第 2 次菊川市総合計画基本構想（案） 別冊のとおり

7 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語などについて下記に解説します。

【あ～お】

一億総活躍

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とし「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組み。

ウェアラブル端末

身につけて持ち歩くことができる情報端末の総称。主に衣服状や腕時計状で身体に装着して利用できる機器を指す。

エコアクション21

環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度。全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されることが考えられる。（環境省資料「エコツーリズムのススメ」）

小笠山丘陵

掛川市の小笠山を中心とする丘陵性山地。本市ではその東麓が菊川低地に接する位置にあり、小起伏丘陵の形態を示している。

【か～こ】

街区公園

市街地などの中にある公園のうち、主として半径250m程度の街区に居住する人々が利用することを目的とする公園。1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置している。（国土交通省都市局公園緑地・景観資料「公園とみどり」）

外国人集住都市会議

ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立されたもの。

掛川丘陵

掛川市周辺から本市北部にかけての丘陵と丘陵性山地。浸食されやすい地層のため開析が進み、幅広い浸食谷が樹枝上に発達している。

観光交流客数

下記の①宿泊客数及び②観光レクリエーション客数を合計したもの。平成26年度の本市における対象施設は、ブルーベリーの郷、ゴルフ場、菊川名物 夜店市、JA 夢咲フェスティバル、ODORA 座菊川などとなっている。

①宿泊客数

旅館・ホテル・民宿等に宿泊した客数（延べ泊数）。

②観光レクリエーション客数

観光施設（地点）、スポーツレクリエーション施設、行・催事及びイベント等への入場者・参加者数。

菊川型農業モデル

経営感覚に優れた担い手と農地を確保することにより、本市地域農業の活性化につなげることを目的とし、「次代を担う人材育成」、「高収益作物との複合経営による儲かる農業」、「農業女子が輝けるプロジェクト」を菊川型農業モデルとしている。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のこと。（農林水産省 HP）

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路を、車のドライバーに視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるために着色する緑色の路側帯。車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的とする。

グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な解放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。（文部科学省資料）

経常収支比率

自治体の財政構造の弾力性を判断する指標。経常的に支出する経費に地方税や地方交付税などの一般財源が、どの程度費やされているかを求めたもの。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求める。

ゴールデンルート

メジャーで人気のある観光スポットを回る旅行の行程のこと。日本のゴールデンルートのひとつに、成田空港から入国し、東京周辺の観光スポットを巡ってから、箱根、富士山、名古屋などを經由し関西を観光し、関西国際空港から帰国するというルートがある。または関西から関東という逆のルートもある。

国勢調査

我が国の人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを把握するため、5年間隔で実施する全数調査のこと。

国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

【さ～そ】

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光や太陽熱、風力、バイオマスなどのいわゆる新エネルギーに水力や地熱などを含めたエネルギー。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。（総務省 HP）

次世代農業モデル

付加価値の高い農畜産物の栽培や加工を行い、それによって生産されたものを核とした新たな経営モデルや販売モデルを確立・展開することにより、地域農業の活性化を図っていくことを目指すもの。

自然的土地利用

田、畑などの農地や、山林、河川水面など、自然的な要素で構成される土地利用のこと。

実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18% 以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25% 以上だと借金を制限される。

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合をいいます。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（形式収支から繰越すべき財源を差し引いたもの）、つまり市町村の「黒字」または「赤字」を意味する。一般的には、3～5% 程度が望ましいとされている。

市民力

自立した市民が連帯して地域共同体の運営に参画することで生まれる新たな地域を担う力。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。(総務省 HP)

将来負担比率

自治体が将来負担する必要がある実質的な負債額が、その自治体の財政の大きさに占める割合を示したもの。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。

人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

親水

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。

生活様式

ライフスタイルとも呼ばれ、ある社会においての成員が共通して行っているような生活の送り方を指す。

生産年齢人口

(国や自治体の)総人口に占める15歳から64歳までの人口。経済学的な側面として、国内の生産活動に従事する、中核の労働力となるような年齢の人口。

世界農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化・景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を認定し、その保全と持続的な活用を目指すもの。

世界文化遺産

国や民族の枠にとらわれず、世界各地の自然や文化財を、人類共有の財産として守ることを目的とした世界遺産条約に基づき保護される重要な文化遺産。

【た〜と】

大規模な防火対象物

工場、病院、福祉施設などの事業所のうち、多数の人命危険、消防活動上の重大な障害又は、延焼拡大が予想され、若しくは隊員の安全管理上、特に配意を要する事業所のこと。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

地方人口ビジョン

菊川市の将来人口推計を行い、総人口や年齢3区分別人口などの将来展望を行うもの。

地方版総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき各自治体で作成する総合戦略。地方自治体の人口を確保するための方策を位置づけている。

茶草場農法

秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り茶園の畝間に敷く伝統的な農法のこと。この茶草によって茶の味や香りが良くなると言われている。

中心的経営体

今後の地域農業を支えていく、農業者（個人・法人・集落営農）のこと。

中東遠二次医療圏

静岡県地域医療再生計画における、中東遠医療圏を中心とした地域を対象とし、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町の5市1町で構成される。

デジタル・デバイド（Digital Divide）

デジタル・デバイドとは、コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT：Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差があること。

【な～の】

ニーズ (needs)

人や集団が持つ欠乏感のこと。個人の場合、生理的ニーズ、社会的ニーズ、個人的ニーズなどがあり、人間生活上必要な、ある充足状況が奪われている状態をいう。

虹の架け橋

景気後退により、不就学や自宅待機となっている外国人の子どもが地域で孤立しないよう、公立学校への円滑な転入を目的に、一定レベルの日本語の会話能力や学習言語の理解力、学校生活におけるルールや習慣を身に付けるための教室。

年少人口

(国や自治体の)総人口に占める0歳から14歳までの人口。

農業女子が輝けるプロジェクト

農業女子とは、野菜や果物づくりなど農業の世界で働く女性の総称。本市では、女性農業者が就農しやすい環境整備を行い、関係機関と連携しながらサポートを行う。また、農業女子による情報発信を行い本市の魅力をPRする。

【は～ほ】

ビッグデータ

ICT（情報通信技術）の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータを活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能。（総務省 情報通信白書）

【ま～も】

マイナンバー法

国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する「共通番号（マイナンバー）制度」を導入するための法律。正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」。

牧之原周辺丘陵

市東部の牧之原台地と中央部の菊川低地の移行部分にあり、斜面が細かい谷によって刻まれているので台地縁辺の礫層部分で急斜面がしやすい。

牧之原台地

島田市金谷付近から御前崎先端まで伸びる旧大井川の堆積による隆起扇状地。

無形文化遺産

各地域で長い時間をかけて受け継がれてきた伝統や慣習などの文化を、保護すべき遺産として認定する制度。およびその制度に基づき認定された文化のこと。

【や～よ】

有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。年間総有収水量÷年間総配水量の式で示す。

【ら～ろ】

リーマンショック

2008年9月15日、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発し、世界的金融危機が発生した事象の総括的呼称。

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

老年人口

(国や自治体の)総人口に占める65歳以上の人口。

【英数】

COP21

「気候変動枠組み条約第21回締約国会議」の略。”Conference of the Parties”の略で条約に参加する国々の会議という意味。

Facebook

Facebook, Inc. が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) である。「FB」と略されることもある。

GAP 制度

「Good Agricultural Practice」の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

GIS

「Geographic Information System」の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。

ICT

「Information and Communication Technology」の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

IoT

「Internet of Things」の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

LAN

ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器やプリンタなどを接続しデータをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。より対線や同軸ケーブル、光ファイバーなどで配線するものを「有線 LAN」、電波を用いるものを「無線 LAN」という。

PDCA

業務実行の管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

PPP

「Public Private Partnership」の略。行政と民間がパートナーを組んで事業を行うという、新しい「官民連携」の形のこと。

UIJ ターン

U ターンとは都市圏以外の地方などで生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと。

I ターンとは都心部で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住すること、または直線的に都会から地方へ転居することをいう。

J ターンとは地方で生まれ育った人が都心部で働き、元の生まれ故郷ではない別の地方に転居することを指す。

3R

リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再生利用）の3つの頭文字をとったものをいう。

8 政策指標一覧

政策指標とは、施策や事業を進めていくことで期待できる効果を数値で示すもので、主にアンケート結果により示される主観的指標と、統計データなどにより示される客観的指標があります。

市民アンケート調査に関する目標値については、下記の設定基準としております。

現状値30% 未満の数値については20ポイントの上昇

現状値30% 以上50% 未満の数値については15ポイントの上昇

現状値50% 以上75% 未満の数値については10ポイントの上昇

現状値75% 以上の数値については5ポイントの上昇

基本目標 1

子どもがいきいき育つまち【子育て・教育】

1. 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合	市民アンケートにより、市民が子育て環境をどう評価しているかを判断し、子育て環境に関する市民の評価を測る。85%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	80.2%	85.0%
幼稚園に行くことを楽しみにしている園児の割合	幼児教育に対する満足度を図るため、幼稚園アンケートを行う。アンケート項目に対し100%を目標とする。	幼稚園アンケート調査結果	99.2%	100%
幼児施設入所待機児童数	現状の幼児施設入所待機児童数はH28.4.1時点で1人。待機児童数を0人とすることを目標とする。	幼児施設入所データによる待機児童数（4/1日時点）	1人 (H28.4.1)	0人
子育て支援センター利用者数	児童とその保護者が集まり、交流するふれあいの場である子育て支援センターの利用者数を増やすことにより、ニーズに対するサービスの充実に取り組む。年間500人の増を目標とする。	子育て支援センター利用者数	62,520人	67,700人

2. 親と子が健やかに成長できるまちづくり

「安心して子どもを育てられるまち」だと思う市民の割合	市民アンケートにより、子育て環境のうち、子どもの成長に対する支援に関する市民の評価を測る。88%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	82.5%	88.0%
乳幼児健診の受診率（1歳6ヵ月健診と3歳健診の平均）	母子保健法に基づいて実施する乳幼児健康診査の受診率100%を目標値とし、乳幼児の健康の保持及び増進を図る。	受診者数÷対象者数	96.5%	100%

3. 安心・安全な教育環境が整ったまちづくり

「子どもが安全・安心に通うことのできる教育環境が整うまち」だと思う市民の割合	市民アンケートにより、子どもの教育環境に関する市民の評価を測る。現状値に対し5%の上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	74.1%	79.0%
学校施設の耐震化率	児童・生徒が安全に授業を受けられるために、校舎・屋内運動場などの施設の耐震化率100%を目標とする。	耐震性の劣る（Is値0.7以下）と耐震性のやや劣る（Is値0.7～1.0）棟の全体に占める割合	76.9%	100%

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
-----	----------	------	-------------------	-------------------

4. 子どもの「生きる力」を育むまちづくり

「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合<小学校>	市内小学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合93%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	92.0%	93.0%
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合<中学校>	市内中学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合90%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	87.3%	90.0%
「授業がわかる」と答える児童生徒の割合<小学校>	市内小学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「授業がわかる」と答える児童生徒の割合93%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	91.9%	93.0%
「授業がわかる」と答える児童生徒の割合<中学校>	市内中学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「授業がわかる」と答える児童生徒の割合85%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	83.4%	85.0%
「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合<小学校>	市内小学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合91%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	90.6%	91.0%
「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合<中学校>	市内中学校で実施している学校評価アンケートにおいて、「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合85%を目標とする。	学校評価アンケート調査結果	80.4%	85.0%
全国学力学習状況調査における平均正答率（全国を100）	全国学力学習状況調査において、平均正答率を現状より、1ポイントの上昇を目標とする。	小中学校計8科目について、全国平均を100としたときの指数の平均値	103.7%	104.7%

5. 人を育み、若者を育てるまちづくり

「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められているまち」だと思う市民の割合	学校教育のみならず、家庭における教育力の向上と地域との連携に関する市民の評価を測る。現状値72.4%から10ポイントの上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	72.4%	82.0%
12歳以下の児童図書年間貸出冊数（1人あたり）	菊川市子ども読書活動推進計画（第二次計画）における努力目標29年度において30冊以上（県目標20冊以上）を上回る33冊以上を目標とする。	児童図書年間貸出冊（点）数÷年度末12歳以下の人口	28.7冊	33.0冊以上

基本目標 2

健康で元気に暮らせるまち 【医療・福祉・保健・社会教育】

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
-----	----------	------	-------------------	-------------------

1. 適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり

「心身ともに健やかに生活できるまち」だと思う市民の割合	市民一人ひとりが心身の健康づくりへの意識を高めるため、市民アンケート調査を行った。現状値79.5%から10ポイントの上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	79.5%	85.0%
「健康づくりに取り組む人が増えているまち」だと思う市民の割合	健康に対する関心が高まっているなか、健康づくりに取り組む人が増えているかのアンケート調査を行い、現状値を把握するとともに、75%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	65.3%	75.0%
「健診や健康相談など病気の予防対策が充実しているまち」だと思う市民の割合	市民の健康維持に対する啓発や健診、健康相談などを継続的に実施していくなかで、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。76%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	65.5%	76.0%
一般成人 栄養のバランスに「気をつけている」と「少し気をつけている」人の割合	市の健康に関する計画である「菊川すこやかプラン」を推進するためのアンケート調査結果である該当項目での現状値88.4%を90%への上昇を目標とする。	食と健康に関するアンケート調査結果	88.4%	90.0%
一般成人 「普段運動をしている」人の割合	市の健康に関する計画である「菊川すこやかプラン」を推進するためのアンケート調査結果である該当項目での現状値37.9%を45%への上昇を目標とする。	食と健康に関するアンケート調査結果	37.9%	45.0%

2. 高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

「高齢者が生きがいを持ち、健やかに暮らせるまち」だと思う市民の割合	高齢者の健康増進や生きがい活動があり、健やかに暮らせるまちになっているかの市民満足度を図る。市民アンケートの調査の現状値59.9%を70%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	59.9%	70.0%
「高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまち」だと思う市民の割合	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の生活を支援する各種介護サービスの質の向上を目指すうえで、アンケート調査数値を指標とし、満足度の向上を図る。	市民アンケート調査結果	55.9%	66.0%
要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	介護保険事業計画データから算出。要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合を82.8%とする。(目標)要介護認定を受けていない65歳以上人口11,837人÷第1号被保険者数12,633人=82.8%	要介護認定を受けていない65歳以上人口÷第1号被保険者数	85.2%	82.8%

3. 地域の中で、互いに支え合うまちづくり

「市民同士が地域で互いに支え合うことができているまち」だと思う市民の割合	地域住民が安心して暮らすことができる地域社会を目指すため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。75%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	65.0%	75.0%
コミュニティ協議会の福祉部会に携わる人数	各地区のコミュニティ協議会において、地域福祉に携わる福祉部会の人数を増やすことで、地域福祉活動の向上を図る。	コミュニティ協議会の福祉部会の登録人数	200人	220人

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
-----	----------	------	-------------------	-------------------

4. 障がいのある人が地域の中で、安心して暮らすことができるまちづくり

「障がいのある人が安心して暮らしていけるまち」だと思う市民の割合	障がいのある人への生活支援、活動を促進することにより、安心して暮らしていくための、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。59%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	43.5%	59.0%
自立支援給付等決定対象者数	自立した日常生活・社会生活ができるよう、給付決定者数を増やしていき、482人の決定者数を目標とする。	自立支援給付決定者数、障害児通所給付決定者数	363人	482人

5. 入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

「入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまち」だと思う市民の割合	誰もが入院から在宅まで安心できる地域包括体制に関する市民の評価を測る。62%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	46.7%	62.0%
菊川病院への紹介率	地域の医療機関との連携、機能分化を促し、患者の病状に応じた医療の提供を行い、40%の紹介率を目標とする。	(初診紹介患者 + 初診救急者) ÷ 初診患者	35.6%	40.0%
菊川病院からの逆紹介率	地域の医療機関との連携、機能分化を促し、患者の病状に応じた医療の提供を行い、30%の逆紹介率を目標とする。	逆紹介患者 ÷ 初診患者	27.7%	30.0%

6. 生涯にわたり学べるまちづくり

「生涯にわたり学習活動ができるまち」だと思う市民の割合	生涯学習活動の推進に関する市民の評価を測る。62%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	51.6%	62.0%
生涯学習講座の参加者数	生涯学習講座を通じて、一生続く趣味作りや参加者同士が交流を深めることにより、生活にうおいをあたえ、教養を高めるための講座を提供する。講座への参加者数を現状の515人から85名の増の600人を目標とする。(文化振興計画)	生涯学習講座参加者数	515人	600人

7. 芸術や文化に親しめ歴史・文化遺産が継承され生かされているまちづくり

「気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思う市民の割合	市民が気軽に芸術文化にふれられるよう、芸術・文化活動が活発に行われているかを図る。54%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	39.1%	54.0%
「歴史・文化遺産が継承され活かされているまち」だと思う市民の割合	郷土の歴史的遺産や芸能、伝統行事の保護、活用に関する市民の評価を測る。56%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	40.8%	56.0%
文化祭の来場者数	文化祭の入場者数を増やすことにより、芸術・文化の鑑賞機会の提供を図る。	文化祭入場者集計(文化会館アエル・中央公民館の入場者集計)	3,250人	4,000人

8. スポーツが盛んなまちづくり

「誰もが気軽にスポーツに取り組めるまち」だと思う市民の割合	誰もが気軽にスポーツに取り組める環境に関する市民の評価を測る。現状値に対し5%の上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	54.0%	59.0%
スポーツ施設年間利用者数	市民の運動習慣の実施率を高めるため、スポーツ施設年間利用者数255,000人以上を目標とする。	スポーツ施設年間利用者数	244,924人 (H27実績値)	255,000人以上

基本目標 3

活気にあふれ地域の良さを伸ばすまち 【産業】

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
1. 農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり				
「安全・安心で魅力ある農産物が生産されているまち」だと思ふ市民の割合	安全・安心で魅力ある農産物が生産されるまちづくりを進めるため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。83%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	78.0%	83.0%
地域特産作物の開発数	基幹作物である茶や水稲の他にも特産作物を開発することにより、農業の活性化を図る。新たに商品名等を付けた農畜産物、4件を目標とする。	新たに商品名等を付けた農畜産物が販売に至った場合の農畜産物数	0件	4件 (累計)
2. 活力と魅力のある茶のまちづくり				
「茶の生産が盛んなまち」だと思ふ市民の割合	茶の生産が盛んなまちづくりを進めるため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。88%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	82.7%	88.0%
茶園管理組織経営体数	若い後継者が就農できる経営環境を構築するため茶園管理組織経営体累計16経営体を目指す。(茶業振興計画)	茶園管理組織経営体数の実績数	5経営体	16経営体 (累計)
3. 商工業が活気あるまちづくり				
「買物がしやすいまち」だと思ふ市民の割合	買物がしやすいまちづくりを進めるため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。71%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	60.9%	71.0%
「企業（工業関係）に活力があるまち」だと思ふ市民の割合	市内企業の支援と新たな企業の誘致を推進するため、市民アンケート調査を行い、市民満足度を図る。57%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	41.5%	57.0%
事業所数（二次産業・三次産業の計）	一次産業を支える、二次産業、三次産業の事業者数を増やすことにより、地域産業の振興を図る。	市内の二次産業・三次産業事業所数の合計	1,738事業所	1,800事業所
4. 人が訪れるまちづくり				
「観光や地域間交流など人の交流が盛んなまち」だと思ふ市民の割合	観光や地域間交流など人の交流が盛んなまちづくりを進めるため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。41%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	20.7%	41.0%
観光交流客数	地域資源の活用、情報発信の充実を図り、観光交流客数を増やすことを目標とする。	静岡県観光交流の動向における菊川市の値	364,388人	400,000人
5. 消費者が安心して暮らせるまちづくり				
「消費者が悪質商法の被害に遭わない消費者保護の取り組みがされているまち」だと思ふ市民の割合	消費者被害に遭わないための取り組みがされているまちになっているか、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。60%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	45.3%	60.0%
消費生活センター相談件数	消費者被害を未然に防ぐための体制を整備し、消費生活センターへの相談件数を現状の約半分とすることを目標とする。	消費生活センターに相談のあった実数	197件	100件

基本目標 4

快適な環境で安心して暮らせるまち
【社会資本整備・環境・防災】

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
1. 防災力を高めるまちづくり				
「災害に備え防災対策が整っているまち」だと思う市民の割合	災害に強いまちづくりを進めるため、防災対策に関する市民の評価を測る。60%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	50.4%	60.0%
「地域が防災・防火活動に取り組んでいるまち」だと思う市民の割合	地域の防災体制を強化するため、地域全体で防災体制強化に取り組んでいるか市民満足度を図る。78%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	68.1%	78.0%
住宅の耐震化率	地震による人的被害を抑えるため、耐震性が低い住宅などの耐震化を進め、95%の目標値とする。	住宅土地統計調査より市で算出	84.2%	95.0%
地域防災訓練（12月）への参加者数	地域における防災力を高めるため、12月の地域防災訓練への参加者数を現在の14,318人から5%向上させる。	現状値：14,318人 ÷ 47,769人（人口）＝29.97%（約30.0%） 目標値：45,000人 × 35.0%＝15,750人	14,318人	15,750人
2. 交通事故・犯罪のないまちづくり				
「交通事故の危険が少ないまち」だと思う市民の割合	交通事故を減らすため、交通安全対策に関する市民の評価を測る。66%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	55.8%	66.0%
「身近に犯罪がなく安心して暮らせるまち」だと思う市民の割合	犯罪のない明るい地域社会づくりのため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。82%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	71.6%	82.0%
交通事故年間発生件数	交通事故を未然に防ぐための啓発活動を通し、交通事故年間発生件数を300件に減らすことを目標とする。	交通事故年間発生件数	314件	300件
刑法犯罪認知件数	交通事故を未然に防ぐための啓発活動を通し、刑法犯罪認知件数を200件に減らすことを目標とする。	刑法犯罪認知件数	234件	200件
3. 消防力を高めるまちづくり				
「防災・救急体制が整備されたまち」だと思う市民の割合	防災・救急体制が整備されたまちづくりのため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。70%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	59.5%	70.0%
消防団員の定数に対する充足率	地域の防災力を維持・向上するため、消防団員数を確保し、団員の定数に対し、充足率95%を目標とする。 現状値：319人 ÷ 364人＝87.6%	現団員数 ÷ 団員定数（条例定数）	87.6%	95.0%
4. 豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり				
「市民や企業が環境保全に取り組むまち」だと思う市民の割合	環境保全が効果的に行われているか、市民の評価を測る。67%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	56.8%	67.0%
「水質が保全され川がきれいなまち」だと思う市民の割合	水質浄化・生活環境の改善を進めるため、水質保全に関する市民の評価を測る。60%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	44.7%	60.0%

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
水質環境基準の達成状況 (BOD値)・菊川：高田橋 (2.0mg/ℓ以内)	水質の汚れを表す一般的な指標であるBOD値を環境基準が設定されている高田橋において、2.0mg/ℓ以内とし、水質の改善を図る。	菊川：高田橋におけるBOD値	環境基準 2.0mg/ℓ以内の維持 (H27現状値1.2mg/ℓ)	
水質環境基準の達成状況 (BOD値)・牛淵川：堂山橋 (3.0mg/ℓ以内)	水質の汚れを表す一般的な指標であるBOD値を環境基準が設定されている堂山橋において、3.0mg/ℓ以内とし、水質の改善を図る。	牛淵川：堂山橋におけるBOD値	環境基準 3.0mg/ℓ以内の維持 (H27現状値2.3mg/ℓ)	

5. 良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり

「市内外にスムーズに移動できる道路が整備されたまち」だと思う市民の割合	道路や公共交通など社会基盤が整備された良好な住環境をつくるため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。現状値に対し5%の上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	59.4%	64.0%
「利用しやすい交通手段が確保されたまち」だと思う市民の割合	路線バスやコミュニティバスなど、多様な交通手段を確保するため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。59%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	43.5%	59.0%
「市民の憩いの場として整備された公園があるまち」だと思う市民の割合	公園などの整備を進めるにあたり、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。現状値に対し5%の上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	56.6%	62.0%
都市計画道路の整備率	人や物資の流通を活性化させるため、都市計画道路を整備し、道路周辺環境の改善が図られるようにする。	静岡県の都市計画(資料編)	63.5%	65.5%
コミュニティバス1日当りの利用者数	JR東海道本線菊川駅などの公共交通の拠点とする民間路線バスを補完するコミュニティバスの利用者数を増やす。	利用者数÷運行日数	124人/日	145人/日

6. 上水道が安全に安定して供給されるまちづくり

「上水道が安定して供給されているまち」だと思う市民の割合	市民に水道水を安定して供給できるよう、自己水源を維持・管理する。そのために、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。88%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	83.0%	88.0%
上水道有収率	計画的な管路整備と改良工事を進めることにより、上水道の有収率90%を目指す。	年間総有収水量÷年間総配水量	85.7%	90.0%

基本目標 5

まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち 【コミュニティ・自助・共助・公助】

指標名	指標の説明・意図	算出方法	現状値 (H27・2015)	目標値 (H37・2025)
-----	----------	------	-------------------	-------------------

1. 市民と行政との協働によるまちづくり

「地域のコミュニティ活動などが市のまちづくりに活かされているまち」だと思う市民の割合	地域のコミュニティ活動などが活きるまちづくりをするため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。69%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	59.4%	69.0%
「広報誌・市ホームページ・出前講座などを通して市の情報が発信されているまち」だと思う市民の割合	市の情報を幅広く発信するまちづくりをするため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。82%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	72.3%	82.0%
市ホームページへのアクセス件数（年間）	幅広く市政情報などを提供するため、市ホームページへのアクセス件数、315,000件を目標とする。	市ホームページへのアクセス件数	290,335件/年	315,000件/年
市民協働センターへの団体登録数	市民活動・地域づくり活動に関する相談や人材育成の支援など、協働でまちづくりを進めるために、市民協働センターへの団体登録数90団体を目標とする。	市民協働センターへの団体登録数	0団体	90団体

2. まちの元気・魅力が発信されるまちづくり

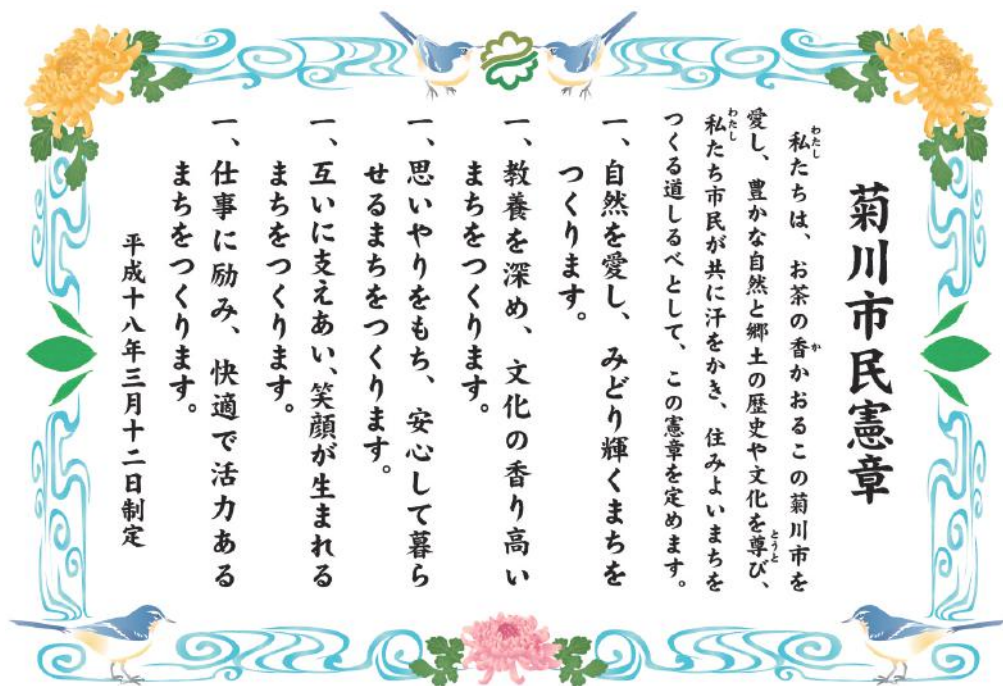
「市内外に市の魅力が発信されているまち」だと思う市民の割合	市内外に市の魅力が発信されているまちづくりのため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。46%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	31.1%	46.0%
「菊川市に行ったことがある」「菊川市を知っている」と回答した人の割合	菊川市に住んでよかった・住みたくなくなるまちとして選ばれることにより、市外に住んでいる方からの知名度向上のため情報発信を行い、インターネットアンケート調査で90%以上を目標とする。	インターネットアンケート調査結果	63.8%	90.0%以上
新聞（静岡・中日）への掲載件数（年間）	広報活動として、市内の行事を積極的に報道機関へ提供し、新聞記事掲載に努め、年間410件以上を目標とする。	新聞（静岡・中日）への掲載件数	380件	410件

3. 性別、国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり

「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち」だと思う市民の割合	男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組むため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。64%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	48.6%	64.0%
「文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまち」だと思う市民の割合	文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまちづくりのため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。67%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	57.1%	67.0%
市協議会、委員会などの女性登用率	女性の社会参画や職業生活での活躍を促すため、各種審議会などへの女性登用率33.3%を目標とします。	女性委員÷委員総数（担当部署への調査により把握）	26.5%	33.3%
多文化共生サポーター数	多文化共生の相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境づくりをすすめるため、多文化共生サポーター数10人を目標とする。	多文化共生サポーター数	0人	10人

4. 未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり

「効率的・効果的な行財政運営が行われているまち」だと思う市民の割合	健全で安定した行財政運営を構築するため、市民アンケート調査を行い、市民の満足度を図る。58%への上昇を目標とする。	市民アンケート調査結果	42.7%	58.0%
将来負担比率	菊川市が将来負担する必要がある実質的な負債額を抑制するため、将来負担比率の目標を40%とする。	健全化判断比率	49.3%	40.0%



菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、2町が合併し一つの市となる様子をデザイン。
菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、2色の緑で表現している。
現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。



市の花
「菊」



市の木
「茶」



市の鳥
「キセキレイ」

第2次菊川市総合計画

平成29年3月発行

発行

菊川市 企画財政部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

TEL: 0537-35-0900

FAX: 0537-35-2117

E-mail: kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>



菊川市